



## 記載にあたっての留意事項

この申告書は、保育所等での保育が開始されないことを理由に、育児休業手当金の支給対象期間の延長を求めるときに、必ず組合員本人が記載し、所属所を経由して提出してください。

申告書は事実について正しく記載してください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以降育児休業手当金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還を命ぜられることがあります。

### I 3の①欄について

申込をしていない場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込の受付ができないとされた場合には、延長が認められる場合があります（注1）ので、理由欄に特別な配慮が必要なる理由及び市区町村との相談の内容等を記載の上、次の書類を添付してください。

#### 【添付書類】

・医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類

### II 3の②欄について

申込をした日が子の1歳の誕生日（注2）（又は1歳6か月の誕生日応答日）以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、市区町村が1歳の誕生日以降でなければ申込を受け付けないなど、保育利用の申込の機会が極端に限られる場合には、延長が認められる場合があります（注1）ので、理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載してください。

### III 3の③欄について

利用（入所）開始希望日が子の1歳の誕生日（注2）（又は1歳6か月の誕生日応答日）の翌日以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、市区町村が募集をしていない時期があるために、申込可能な希望日での申込をした場合には、延長が認められる場合があります（注1）ので、理由欄に具体的な理由を記載のうえ、次の書類を添付して申請してください。

#### 【添付書類】

・保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込を受け付けていないことが確認できる書類

### IV 3の④欄について

申込において「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択しているときは「している」場合に該当します。

### V 3の⑤欄について

入所保留通知書、入所不承諾通知書などに記載された有効期間を記載してください。入所保留通知書、入所不承諾通知書などに有効期間の記載がない場合は空欄で構いません。

### VI 3の⑥欄について

1に記載した子について、これまでに内定を辞退している場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、内定後の住所変更など、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情の変更が生じた場合には、延長が認められる場合がありますので、理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更の生じた日付及び具体的な理由を記載してください。

### VII 3の⑦欄について

通所方法は通所する場合に利用する予定だった交通手段（徒歩・自転車・自動車・バス等）を記載し、その交通手段による自宅からの片道の所要時間を記載してください。

なお、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間を記載してください。

### VIII 3の⑧欄について

利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に自宅から片道30分以上要する保育所等のみとなっている場合は、原則として延長の要件を満たしません。

#### 【添付書類】

- ・エを選択した場合：医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
- ・オを選択した場合：理由欄に具体的な理由を記載のうえ、記載内容を確認できる書類（医師の診断書や障害者手帳の写し、兄弟姉妹の在籍証明書等）

（注1）単に申込を忘れていた場合や、市区町村への相談無く申込をしなかった場合は、延長の要件を満たしません。

（注2）パパ・ママ育休プラス利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。